

9月定例市議会で可決等された主な議案

9月4日㊟～26日㊟に開かれた9月定例市議会で可決等された35議案の中から主な議案の概要をお知らせします。

主な条例・一般議案

佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

子ども・子育て支援法の制定に伴い、認定こども園や幼稚園、保育所といった施設型給付対象施設や、家庭的保育事業など地域型保育給付の対象施設について、運営の基準を定めるもの

㊟子ども支援課 ☎24-1111

九十九島動植物園の指定管理者の指定の件

来年4月1日から西海国立公園九十九島動植物園 森さらの指定管理者として、させぼパール・シー株式会社を指定するもの

㊟観光物産振興局 ☎24-1111

補正予算

国の緊急経済対策に伴う交付金を主な財源として、地域の活性化等の緊急課題への取り組みと、7・8月の豪雨の災害復旧のため増額補正を行いました。

●補正予算の主な内容

- ①地域の活性化等の緊急課題への取り組み
生活関連公共事業など32件 3億円
- ②災害復旧（土木施設、農業施設、林道災害の復旧）
2億6380万円
- ③その他（臨時福祉給付金給付事業費など）
1億8251万円

●補正予算の内訳

会計	補正額	補正後の予算額
一般	7億4631万円	1112億2406万円

㊟財政課 ☎24-1111

公共施設の再編と長寿命化に向けた方針

本市は延べ床面積で全国平均の約1.4倍の公共施設を保有しており、そのうち約4割が築30年以上経過しています。老朽化に伴う改修や建て替えなどでこれまで以上に多額の経費が掛かることが見込まれており、全ての施設を維持していくのは困難な状況です。

今後も人口減少や厳しい財政状況が予測される中で、本市は公共施設の再編と長寿命化に取り組む基本的な考え方を「公共施設適正配置方針」「公共施設保全方針」としてまとめました。今後は実行計画を策定して取り組んでいきますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

公共施設適正配置方針

公共施設の保有量の縮減は避けられませんが、単に減らすのではなく数値目標を定め、次の4つの方針に基づく適正配置計画を立てて取り組んでいきます。

①「施設・機能」に着目

施設の用途だけでなく、施設が持つ機能にも着目し、必要な行政サービスが行えるように選択します

②施設の集約化、複合化

同じ用途・機能をまとめる集約化や、異なる用途・機能をまとめる複合化に取り組み、建物は廃止しても必要なサービスを継続して提供できるようにします

③新規整備は抑える

新たな施設を建てる前に、既存の施設での対応を検討するなど、原則として新規整備は抑制します

④利用者視点から負担者視点へ

負担者としての市民の皆さんからのご意見を公共施設の適正配置に反映させます

公共施設保全方針

今ある施設を長期的に使用していくためには、計画的な改修が必要です。そのため、次の3つの方針に基づいて保全計画を策定し、施設が安全で長期的に使用できる環境を維持していきます。

①目標耐用年数と改修周期の設定による計画保全

目標耐用年数を80年以上として改修の周期、箇所、仕様等を設定し、無駄のない改修に取り組みます

②優先順位を設定し、財政負担を平準化

劣化の状況や施設の役割などから優先度を設定し、年度ごとの改修費用の平準化を図ります

③継続的な実態把握と情報の一元化

定期的に点検を実施し、故障等を早期に把握することで、事故を防止し、不具合の拡大を抑えます。また、点検結果を集約して計画的な改修に活用します

㊟施設再編整備推進室 ☎24-1111

市職員採用試験の実施

試験日 12月14日㊟

試験会場 市役所13階・大会議室

受付期間 11月4日㊟～28日㊟

試験案内、申込書の配布場所

市役所本庁舎玄関案内・職員課(6階)、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター

※申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

試験職種	採用予定人員	受験資格
土木(大学)	3人	昭和59年4月2日以降に生まれ、大学またはこれと同等と認められる学校で専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人
土木(高卒程度)	3人	平成3年4月2日以降に生まれ、高校または短大(これらと同等と認められる学校を含む)で専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ※4年制大学等を卒業した人や来年3月までに卒業見込みの人は土木(大学)で受験してください。
建築	1人	次の要件のいずれかを満たす人 ●昭和59年4月2日以降に生まれ、大学またはこれと同等と認められる学校で専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ●昭和50年4月2日以降に生まれ、一級建築士の資格を有する人で、建築分野における計画・設計または工事監理について民間企業等での実務経験が通算して8年以上ある人
獣医師	1人	次の要件のいずれかを満たす人 ●昭和53年4月2日以降に生まれ、獣医師免許を持つ人か、来年5月までに免許取得見込みの人 ●昭和49年4月2日以降に生まれ、公衆衛生従事者の経験があり、獣医師免許を持つ人

㊟職員課 ☎24-1111

善行功労者表彰候補者の推薦を募集します

本市では市民の模範となる「善行功労者」の候補者の推薦(他薦だけ。自薦を除く)を募集しています。審査の結果、該当した人は来年4月の市政功労者表彰式で表彰します。皆さんからの推薦をお待ちしています。

対象

地域の清掃美化や児童の登下校の見守りなど、市民の模範となるボランティア活動などに10年以上従事した人や団体

※役職や年齢は問いません。

※役職としての活動、一定の謝礼金を受け取る活動、社会奉仕に当たらないと判断される活動は除きます。

※同様の功績により、すでに市政功労者表彰を受けた

人や団体は対象となりません。

推薦方法

推薦書に必要事項を記入し、郵送(〒857-8585、住所不要)、ファクス(25-2184)、Eメール(hishok@city.sasebo.lg.jp)のいずれかで秘書課へ

※募集要領と推薦書は市役所1階玄関案内、中央保健福祉センター1階玄関案内、各支所、宇久行政センターで配布しています。市ホームページからもダウンロードできます。

締め切り

12月12日㊟必着

㊟秘書課 ☎24-1111

都市計画を変更します

「区域マスタープラン」と「市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)」を変更しますので、説明会と公聴会を開催します。

区域マスタープランの変更

区域マスタープランとは、県内に30ある都市計画区域のそれぞれについて、将来の土地利用のあり方や道路、公園、下水道などの整備方針、自然環境の保全などの方針を定めるものです。

前回の決定からおおむね10年が経過したため、長崎県が区域マスタープランの変更を行います。

市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)の変更
市街化区域とは、住宅や店舗・工場などの土地利用を進め、市街地として整備・開発する区域です。

市街化調整区域とは、主に農地や山林を含む区域で、原則として市街化を抑制する区域です。今回、長崎県が市街化区域と市街化調整区域の区域区分を変更します。

佐世保市の都市計画区域と区域区分について

本市には以下の3つの都市計画区域が指定されており、

「佐世保都市計画区域」だけ区域区分が定められています。

①佐世保都市計画区域(区域区分あり)

旧佐世保市(黒島町、高島町、浅子町を除く)全域

②宇久都市計画区域

旧宇久町の一部

③江迎都市計画区域

旧江迎町の全域と旧鹿町町の一部

変更素案の閲覧

変更素案は下記のとおり閲覧できます。

日時 11月10日⑧～12月11日⑨9時～17時

※土・日曜、祝日を除く。

場所 長崎県都市計画課(長崎市江戸町)、県北振興局道路建設第二課(木場田町)、市都市政策課、宇久行政センター(宇久都市計画区域だけ)、江迎支所(江迎都市計画区域だけ)

説明会

公聴会に先立って、都市計画の変更素案の内容を説明します。

都市計画区域【変更する都市計画】	日時	場所
宇久都市計画区域【区域マスタープラン】	11月13日⑧19時	宇久地区公民館
佐世保都市計画区域【区域マスタープラン、区域区分※】	11月18日⑨19時	中部地区公民館(光月町)
江迎都市計画区域【区域マスタープラン】	11月19日⑧19時	江迎支所

※区域区分の変更に伴い、本市が決定する用途地域の変更についても併せて説明を行います。

公聴会

都市計画の変更案を作成するに当たり、皆様のご意見を聞くための公聴会を開催します。

※意見を述べる場合は事前の申し込みが必要です。

申し込み 12月11日⑨までに公述申出書を持参か郵送(〒850-8570、長崎市江戸町2-13)、Eメール(s08020-1@pref.nagasaki.lg.jp)で長崎県都市計画課へ ※公述申出書は県都市計画課HPからダウンロードできます。

都市計画区域【変更する都市計画】	日時	場所
宇久都市計画区域【区域マスタープラン】	12月20日⑨19時	宇久地区公民館
佐世保都市計画区域【区域マスタープラン、区域区分】	12月21日⑩13時	中部地区公民館(光月町)
江迎都市計画区域【区域マスタープラン】	12月21日⑩16時	江迎支所

※公述申出がなかった場合は公聴会は開催しません。

※開催の有無については12月11日⑨以降に長崎県か本市のホームページで必ずご確認ください。

⑧長崎県都市計画課 ☎095-894-3033 ⑨都市政策課 ☎24-1111

虐待から子どもを守りましょう～11月は児童虐待防止推進月間～

児童虐待とは、主に子どもへの身体的、心理的な虐待、性的虐待、ネグレクトのことを言います(右記参照)。子ども子育て応援センターでは、保護者や地域の皆さんからの児童虐待に関する相談を受け付けています。

平成25年度の相談件数

子どもの相談1,049件(うち児童虐待相談269件)

虐待を発見したら通報を

子どもの虐待を発見したり、様子が変だと思ったらしどきは迷わずご相談ください。

子育ての悩みは1人で抱え込まず相談を

子育ての不安が大きくなって、子どもに暴力を振るいそうになったり、子育てが辛くなったりしたときなどは、抱え込まずにご相談ください。

地域の皆さんから子育て中の親に声掛けや見守りを

子育て中の支援が誰からも受けられず1人で育児をしている親も多く、子どもに優しい言葉を掛けようと思っても、精神的な余裕がないあまりイライラして子どもに入つ当たりする場合があります。地域の皆さんの声掛けや見守る行動が、子育て中の親の心の支えになる場合があります。

児童虐待とは

身体的虐待

- ・叩く、蹴る、つねる、たばこの火を押し付ける、子どもをわざと落とすなどの暴力
- ・部屋に閉じ込める
- ・冬に戸外に長時間閉め出す など

性的虐待

- ・性的いたずら、性的行為の強要、性器や性交を見せる、強要してポルノの被写体にする など

心理的虐待

- ・無視する、怒鳴る、言葉で脅す
- ・兄弟で極端に差別的に扱う
- ・子どもに家庭内暴力を見せる など

ネグレクト

- ・育児をしない、食事を与えない、衣服を替えない、家などに子どもを放置する
- ・保護者以外からの虐待を保護者が放置する
- ・病気ののに医師に診せない など

⑧子ども子育て応援センター ☎25-9705

事業主の皆さんへ 個人住民税の特別徴収を完全実施します

長崎県の全市町で、来年度から個人住民税の特別徴収を完全実施します。法令に基づく適正な特別徴収の実施について、事業主の皆さんのご理解とご協力をお願いします。特別徴収とは、所得税と同様に、事業主が個人住民税の納税義務者である従業員に毎月支払う給与から個人住民税を天引きし、給与所得者に代わって納入する制度です。個人住民税の特別徴収は、地方税法等により原則として、所得税の源泉徴収義務者である事業主に義務付けられています。

特別徴収のメリット

- ①個人住民税は本市が税額を計算し通知するので、事業主側で計算する手間が掛かりません
- ②従業員は納税のために金融機関へ行く必要がなくなり、納め忘れがありません
- ③年額を4分割で払う普通徴収と比べ、特別徴収の場合は年12回払いとなり、負担感が軽減されます

⑧市民税課 ☎24-1111

土砂災害危険箇所を確認しましょう

ことし8月20日に広島市で発生した大雨による土砂災害では甚大な被害が発生しました。本市でも崖崩れなどの災害が発生しています。日頃から災害の恐れがある場所や避難場所をよく確認し、いざというときに適切な避難行動が取れるように備えましょう。

土砂災害から身を守るために

- ①危険箇所や避難所、安全な避難経路を確認する
 - ②雨が降り始めたら、テレビやラジオなどで気象情報を入手する
 - ③多量の降雨、土砂災害の前兆現象など、周囲で異変を発見したら早めに避難する。避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の2階、自宅で崖から離れた部屋や2階など、少しでも安全な場所へ移動する
- ※市HPで危険箇所を示したハザードマップを見ることができます。県HPでも危険箇所を確認できます。

⑧河川課(危険箇所に関すること) ☎24-1111

⑧防災危機管理局(防災一般) ☎23-9258